

平成 21 年 6 月

Q1 パソコンサーバーやデータベース管理ソフトを組み合わせた医療用システムを購入しました。IT投資を促進させるための税制上の優遇措置があると聞きましたが、適用になるのでしょうか、税制上の優遇措置の概要を教えてください。

A

ポ
イ
ン
ト

1. 情報基盤強化税制は、青色申告書を提出する法人又は個人が、高度な情報セキュリティが確保された一定金額以上の情報システムを導入した場合、対象設備の基準取得価額（個人場合は取得価額）に対して特別償却又は税額控除ができる制度です。
2. 取得価額要件は法人の規模別に定められていますが、昨年の改正で出資金 1 億円以下の法人又は個人については 70 万円（改正前は 300 万円）以上に引き下げられ、適用を受けられやすくなりました。

1. 情報基盤強化税制の概要

(1) 税制特例の概要

青色申告書を提出する法人又は個人事業者が、(2)に掲げる新品の情報基盤強化設備等を平成 22 年 3 月 31 日までに取得して事業の用に供した場合、その年度内の適用対象投資額が(3)の一定金額以上であるときは、供用年度の情報基盤強化設備等の償却限度額を、普通償却限度額と基準取得価額（個人事業者の場合は取得価額）の 50%相当額の特別償却限度額の合計額とするか、又は 10%相当額の税額控除を受けるかの選択適用を認める制度です。

	法人	個人
特別償却限度額	取得価額 × 70% × 50%	取得価額 × 50%
税額控除限度額	取得価額 × 70% × 10%	取得価額 × 10%

税額控除は、法人税額又は所得税額の 20%相当額が限度です（ただし超過分は 1 年に限り繰越が可能）。また、特別償却の不足額は翌年に繰り越しが可能となっています。

(2) 対象となる情報基盤強化設備等

(1) 基本システム (①又は②)

- ① サーバー用のオペレーティングシステム (OS) ※
- ② ①がインストールされたサーバー

(2) データベース管理ソフトウェア (①又は②)

- ① データベース管理ソフトウェア (DBMS) ※
- ② DBMS ※ + 当該 DBMS の機能を利用するアプリケーションソフトウェア

(3) 連携ソフトウェア——情報処理の促進に関する法律 3 条 1 項に規定する電子計算機利用高度化計画において定められたプログラムとして独立行政法人情報処理推進機構 (IPA) により技術上の評価を受けたもの。

(4) ファイアウォール ※ ((1) ~ (3) のいずれかと同時に取得されるものに限る)

※ ISO/IEC 15408 に基づいて評価・認証されたものに限る。

(注) ISO/IEC 15408 とは、情報セキュリティの国際標準に基づき、IT 製品等が適切に設計され、その設計どおり正しく製品化されているかを検証するための基準を規格化し

たもので、その評価・認証の効力はC C R A加盟国内で相互承認されています。

情報基盤強化税制の適用対象となるかどうかは、独立行政法人情報処理推進機構のホームページ又は購入先、メーカーに確認するとよいでしょう。

(3) 取得価額の要件

この税制の適用を受けるためには、その事業年度において、対象設備等の取得価額の合計額が次の一定金額以上となる必要があります（単品の対象設備の取得価額ではありません）。

	取得価額の下限
出資金10億円超の医療法人	1億円（ただし上限200億円）
出資金1億円超10億円以下の医療法人	3,000万円
出資金1億円以下の医療法人又は個人開業医	70万円

(4) 情報基盤強化税制の適用を受けるための留意点

- 中古品、再リースは対象となりません。
- 所有権移転外ファイナンスリース取引による取得は税額控除のみ適用可能です。
- サーバーの附属装置（補助記憶装置、電源装置）については、サーバーと同時に設置する場合は対象となります。
- この税制の適用を受ける設備等については、他の特別償却制度等の適用を受けることはできません（例えば、中小企業投資促進税制との重複適用は認められません）。
- I S O / I E C 1 5 4 0 8 評価認証製品は、取得時に既に評価認証を受けている製品のみ、また、連携ソフトウェアは取得時に既にI P Aによる技術上の評価を受けている製品のみ対象となります。

2. 情報基盤強化税制の対象となる設備を導入した場合の計算例

設例 青色申告をしている出資金8,000万円の医療法人が、今年度、次の新品の情報設備を購入して事業に使った場合、情報基盤強化税制の適用を受けることができますか。受けられるとすれば、特別償却額又は税額控除額はそれぞれいくらになりますか。

① サーバー（インストールされたオペレーティングシステムを含む） 400万円
* I S O / I E C 1 5 4 0 8 に基づいて評価・認証されたもの

② 人事管理システム（ソフトウェア） 100万円
* I S O / I E C 1 5 4 0 8 に基づいて評価・認証されたデータベース管理ソフトウェアが組み込まれたもの

1. 対象設備の判定

- ① ○：**1. (2) の (1) ②**の評価・認証されたOSがインストールされたサーバーの取得として対象設備に該当
- ② ○：**1. (2) の (2) ②**評価・認証されたデータベース管理ソフトウェアの機能を利用するアプリケーションソフトウェアの取得として対象設備に該当

2. 取得価額要件の確認及び特別償却限度額、税額控除額

取得価額の合計額 ① + ② = 500万円 ≥ 70万円

特別償却を選択した場合 (基準取得価額の合計額) (特別償却限度割合)
500万円 × 70% × 50% = 175万円

税額控除を選択した場合 (基準取得価額の合計額) (税額控除割合)
500万円 × 70% × 10% = 35万円

(法人税額の20%が限度)

Q2 平成21年度の税制改正で、中小法人に対する税率引き下げや欠損金の繰り戻し還

付制度が復活されたとのことですが、それらの改正の概要を教えてください。

A **ポイント** 今年度の税制改正で、中小法人への年所得800万円以下の所得に対する軽減税率が平成21年4月から2年間に終了する事業年度について22%から18%に引き下げられ、又、中小法人は平成21年2月以後に終了する事業年度において生じた欠損金について欠損金の繰戻しによる法人税の還付を受けることができることとなりました。

1. 中小企業者等に対する軽減税率の18%への2年間引下げ

平成21年度税制改正により、平成21年4月1日から23年3月31日までの間に終了する中小企業者等の各事業年度の所得の金額のうち年800万円以下の金額に対する法人税の軽減税率がこれまでの22%から18%に引き下げられます。

対象となる中小企業者等	改正前		改正後	
資本金の額又は出資金の額が1億円以下である普通法人（持分の定めのある医療法人等）	年所得800万円超の部分	30%	30%	
資本又は出資を有しない普通法人（一般社団・財団法人、持分の定めのない医療法人等） 非営利型法人、公益社団法人、公益財団法人	年所得800万円以下の部分	22%	18%	
上記以外の公益法人等（特例民法法人、社会医療法人、学校法人、社会福祉法人等）	22%		年所得800万円超の部分	22%
協同組合等			年所得800万円以下の部分	18%
特定医療法人				

例えば所得金額が800万円の場合法人税の減税額は32万円となり、住民税の標準税率を17.3%としますと法人税、住民税合計減税額は、約37.5万円となります。

2. 中小企業者等の欠損金の繰戻し還付制度の復活

(1) 改正前の繰戻し還付の不適用制度——法人の平成4年4月1日から22年3月31日までの間に終了する各事業年度において生じた欠損金額（解散、事業の全部譲渡等の欠損金額を除く。）については、法人税法に定める欠損金額の繰戻し還付制度を適用しないこととされています。

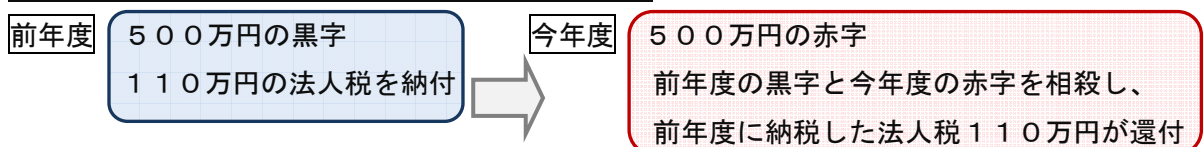
（ただし、中小企業者等に該当する法人の設立の日を含む事業年度の翌事業年度からその事業年度開始の日以後5年を経過する日を含む事業年度までの各事業年度に生じた欠損金額は対象から除外され、欠損金の繰戻し還付制度を適用することができることとされています）。

(2) 本年度の改正の内容——今回の改正で、欠損金の繰戻し還付の不適用制度の対象となる法人から、以下のイ～ニの「中小企業者等」が除外されることとなりました。

- イ 普通法人のうち各事業年度終了の時ににおいて資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下であるもの又は資本若しくは出資を有しないもの
- ロ 公益法人等又は協同組合等
- ハ 法人税法以外の法律によって公益法人等とみなされているもの
- ニ 人格のない社団等

これにより、中小企業者等は、解散等や法人設立後5年以内などの特殊な場合に限らず、欠損金の繰戻し還付制度の適用を受けることができることとなります。この改正は、平成21年2月1日以後に終了する事業年度において生じた欠損金額について適用されます。

中小企業者等で繰戻し還付が適用できる場合の一例



お問い合わせは **ムトウ** コンサルティング事業部 税理士・宮下へ 電話〔直通〕011-728-6114

病院機能評価等の情報はこちらに <http://www.wism-mutoh.co.jp/department/consulting>